

IV 給与

職員の給与は、国公法上、法律に基づき定められることとされ（給与法定主義）、社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならないとされています。このため、人事院は、俸給表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないこととされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っています（情勢適応の原則）。

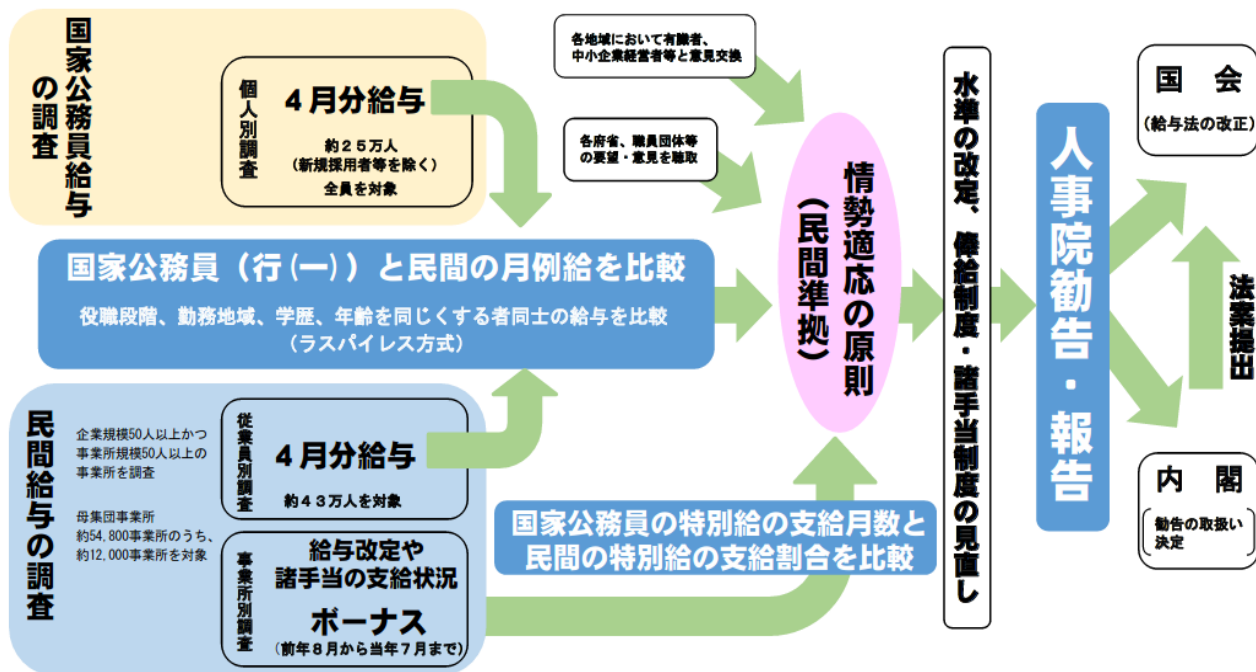
当事務所では、上記勧告の基礎資料となる国家公務員給与及び民間企業の給与の実態を把握するための調査等を実施するとともに、給与制度の適正な運用を図るため、各種研修会及び給与簿監査を実施し、また、日常の制度照会等を通じて各機関における給与実務の指導を行っています。

1 給与勧告

人事院の給与勧告は、国家公務員が民間企業の勤労者と異なり、争議権などの憲法で保障された労働基本権が制約されていることの代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を果たすものです。

そのため、民間給与と国家公務員給与との精密な比較（ラスパイレス方式）を基に給与水準及び制度について勧告を行っています。給与勧告の手順は次のとおりです。

《給与勧告の手順》



給与勧告の仕組み

(人事院 HP「令和2年人事院勧告」より)

(1) 国家公務員給与等実態調査

人事院では、民間給与との比較の基礎となる国家公務員給与の状況を把握するため、毎年1月15日に在職する給与法の適用を受ける常勤職員を対象に国家公務員給与等実態調査を実施しています。

当事務所では、各機関の担当者を対象に、この調査の円滑な実施を図ることを目的として説明会を開催しました。

開催日	開催地	参加者
3. 1. 14	那覇市	15機関19人

(2) 職種別民間給与実態調査

人事院では、公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、職種別民間給与実態調査を実施しています。

令和2年は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国で約54,800事業所から無作為に抽出した約12,000事業所を対象に実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、賞与等については実地によらない方法により先行して令和2年6月29日から7月31日の間に、実地が基本となる月例給については感染予防対策を徹底した上で令和2年8月17日から9月30日の間に、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で実施しました。

このうち、当事務所では、沖縄県人事委員会とともに、管内140事業所を対象に調査を実施しました。

(3) 人事院勧告説明会

人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について、先行して調査を実施した賞与については令和2年10月7日に勧告を行い、月例給については令和2年10月28日に報告を行いました。(参考2、3)

当事務所では、この勧告及び意見の申出の趣旨、内容の周知を図ることを目的として説明会を開催しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、説明会を一部開催としました。

開催日	開催地	参加者
2. 10. 8	那覇市	賞与(職員団体)2団体3人

2 給与実務担当者研修会

各機関の担当者を対象に、給与制度の周知徹底及び給与事務の適正、適切な運用を図ることを目的として研修会を実施しています。

令和2年度は、令和2年4月、8月、9月及び令和3年2月に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から開催を見合わせ、実務経験数が概ね1年未満の担当者を対象として作成した資料(俸給決定・諸手当認定・給与支給)を提供しました。

3 給与簿監査

各機関の職員の給与を検査し、必要に応じて是正、指導等を行い、職員の給与の支給及びその記録が法律、規則又は人事院指令等に適合して行われることを確保することを目的として実施しました。

対象機関（12機関）	
内閣府	沖縄総合事務局（農林水産部）
総務省	沖縄総合通信事務所
国税庁	北那覇税務署、名護税務署、宮古島税務署、石垣税務署
厚生労働省	那覇検疫所、国立療養所沖縄愛楽園、沖縄労働局、八重山労働基準監督署
気象庁	那覇航空測候所
海上保安庁	那覇航空基地